

平成30年9月10日

お客さま各位

株式会社十六銀行

「振込規定」改定のお知らせ

平素は十六銀行をご利用いただき誠にありがとうございます。

当行では、振込機（ATM）における他行あて振込みの取扱時間拡大に伴い、平成30年10月9日（火）より振込規定を以下のとおり改定いたしますのでお知らせいたします。

4. 振込通知の発信

改定前	改定後
(2)当行所定の時限後および銀行休業日に振込機による振込の依頼を受付けた場合には、前項の規定にかかわらず、依頼日の翌営業日に振込通知を発信します。	(2)振込機による振込の依頼を受付けた場合には、前項の規定にかかわらず、原則受付日を依頼日として振込通知を発信します。 ただし、受取人の預金口座の状態等により、依頼日の翌営業日に振込通知を発信することもあります。

【振込機の取扱時間拡大内容】

改定前				改定後		
振込先	取扱時間		発信日	振込先	取扱時間	発信日
当行本支店 あて	平日	普通預金 あて 7:00~18:00	当日発信	当行本支店 および 他行あて	終日 (7:00~ 23:00)	当日発信
		18:00~23:00	翌営業日発信			
	当座預金 あて	7:00~15:00	当日発信			
		15:00~23:00	翌営業日発信			
土日 祝日	7:00~23:00		翌営業日発信			
他行あて	平日	7:00~15:00	当日発信			
		15:00~23:00	翌営業日発信			
	土日 祝日	7:00~23:00		翌営業日発信		

ご不明な点がございましたら、お取引店にお問い合わせください。

以上